

⑤食糧物資班の役割

- 救援物資・日用品物資の調達・管理
- 物資・食糧の管理
- 避難者への配給
- 避難所外避難者への配給方法の掲示・配給
- 炊き出しの対応

●救援物資・日用品物資の調達・管理

※各班と連携して、避難者のニーズを把握し、必要と認められるものについては、災害対策本部と連携して物資を調達します。不足物資がある場合は、内容、数量をとりまとめて総務班を通じて災害対策本部に連絡します。また救援物資等が直接避難所へ到着した場合は、総務班を通じて災害対策本部へ連絡します。

物資依頼票兼処理票（様式12）

食糧依頼票兼処理票（様式13）

※要請した物資が搬送されたら数量などを把握して、物資保管場所へ種類別に保管します。保管場所の鍵は物資班長が管理します。

※受入作業は重労働となるので、避難者やボランティアに協力を呼びかけましょう。

●物資・食糧の管理

※物資受入れの際は、**避難所用品受払票（様式24）**を用いて、在庫管理をします。

※食糧の保管については、種類、保存方法、消費期限など整理して保管します。
期限切れの食糧は、廃棄します。（期限切れに注意）

●避難者への配給

※物資の配給は、配給ルールを決め、可能な限り全員が納得するように配慮して行います。
※配給においては、避難者の協力を得て行います。配給方法は窓口配付や代表者の配付など、混乱を防ぐ方法を物資によって工夫し、高齢者、障がいのある人、乳幼児など特別なニーズに対しては個別に対応します。

※女性用下着や生理用品等の配付は、女性が担当するなどの配慮をしましょう。

※外国人で宗教上食べられないものがある方や、食物アレルギーのある方などについても、個別に対応する必要があります。

避難者への物資・食糧・水などの配分方針伝達文（案）（様式14）

●避難所外避難者への配給方法の掲示・配給

※救援物資は、避難所に訪れる避難所外避難者に対しても、訪れることが出来ない避難所外避難者に対しても、様々な配慮し配給方法を掲示して配給します。

●炊き出しの対応

※炊き出しには、ボランティアや避難者などの協力を得ながら行います。

※献立には、食品衛生や栄養管理の資格を持った避難者などを募り、アドバイスを得ながら実施します。